

X 防災関係機関災害対策活動組織

1. 中部地方整備局豊橋河川事務所

○風水害対策支部運営要領

第1条 目的

この要領は「中部地方整備局防災業務計画第5編風水害対策編」に基づき、豊川、矢作川に係る風水害対策支部（以下「支部」という。）の円滑な運営を図るため、支部の組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

第2条 組織

1. 支部の組織

支部の組織は、別表－1 支部組織表のとおりとし、支部室、総務班、工務班、調査班、管理班、占用調整班、豊川対策班、一宮対策班、岡崎対策班、安城対策班を置く。

2. 支部室

支部室は、支部長、副支部長、支部室付をもって構成する。

3. 支部長、副支部長、支部室付

(1) 支部長は事務所長とし支部を統轄、指揮、監督する。

(2) 副支部長は各副所長、事業対策官をもってて、支部長を補佐し支部室及びそれぞれの班を指揮統括する。

(3) 支部室付は上席専門職とし、副支部長の指揮を補佐する。

(4) 事務所長に事故等があったときは、副所長（事務）、副所長（技術）、副所長（技術）、事業対策官の順をもって、支部長の職務の代行をする。

4. 各班

(1) 総務班

班長は総務課長、副班長は経理課長及び建設専門官（用地）とし、班員は総務課及び経理課職員をもって組織する。

(2) 工務班

班長は工務課長、副班長は専門職（工務）とし、班員は工務課職員をもって組織する。

(3) 調査班

班長は調査課長、副班長は水防企画係長とし、班員は、建設専門官（電通）、調査課職員をもって組織する。但し、電気通信係員（矢作ダム併任）は矢作ダム管理所の体制要員とする。

(4) 管理班

班長は管理課長、副班長は品質確保課長とし、班員は管理課、品質確保課職員をもって組織する。また、放水路要員として総務班職員2名を編入して組織する。

(5) 占用調整班

班長は占用調整課長、副班長は専門官（占用調整）とし、班員は占用調整課職員をもって組織する。

(6) 豊川対策班

班長は豊川出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は豊川出張所職員をもって組織する。

(7) 一宮対策班

班長は一宮出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は一宮出張所職員をもって組織する。

(8) 岡崎対策班

班長は岡崎出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は岡崎出張所職員をもって組織する。

(9) 安城対策班

班長は安城出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は安城出張所職員をもって組織する。

5. 支部室及び各班の所掌事務

支部室及び各班の所掌事務は別表-2 のとおりとする。

6. 支部の設置及び廃止の基準

(1) 支部の設置及び体制

ア 調査課長は、風水害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、事務所長に報告するものとする。事務所長は報告を受けた時点で支部設置の指令と体制の発令を行うものとする。

イ 支部長は被害状況等を確認後、風水害の体制（要員、資機材等）の強化が必要と判断した場合は、状況に応じて体制の移行指令を行わなければならない。

準備体制 「愛知県に大雨に関する注意報等が発令されるなど、出水が予想される場合」
「寒狭川頭首工が風水害に係る体制に入った場合」

監視体制 「豊川放水路分派堰のゲートを開いた後、放水路第一水位観測所の水位が降下を始め、降雨状況・予報などを勘案し水防団待機水位を下回ることが見込まれ、監視する場合」

注意1体制 「豊川が、豊川水系豊川放水路分流堰操作規則に定める洪水警戒体制をとる必要がある場合（放水路第一水位観測所の水位が4.00mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき）で、なおかつ、矢作川において注意体制をとる必要がない場合」

注意2体制 「直轄管理区間において、水防警報対象観測所の水位が水防団待機水位（指定水位）に達する恐れがある場合」

「台風が東海地方に接近する恐れがある場合」

「矢作ダムにおいて放流量が所定の量（矢作ダム放流量400m³/s）に達する恐れがある場合」

「直轄河川河口部において、高潮、風浪等により被害が発生する恐れがある場合」

「その他事務所長が必要と認めた場合」

警戒体制 「直轄管理区間において、水防警報対象観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達する恐れがある場合」

「直轄管理区間の各所で小規模な災害が発生した場合」

「大型台風が東海地方に接近する恐れがある場合」

「矢作ダムにおいて放流量が所定の量（矢作ダム放流量800m³/s）に達した場合」

「高潮警報、暴風波浪警報等が発表され、直轄河川河口部において高潮、風浪等による被害が発生または発生する恐れがある場合」

「その他事務所長が必要と認めた場合」

非常1体制 「豊川水防警報対象観測所の水位が出動水位に達する恐れがある場合」

非常2体制 「矢作川水防警報対象観測所の水位が出動水位に達し、かつ避難判断水位に達する恐れがある場合」

「直轄管理区間で重大災害が発生、又は発生する恐れがある場合」

「大型台風が東海地方に来襲した場合」

「直轄河川河口部において、高潮による重大な被害が発生又は発生する恐れがある場合」

「その他事務所長が必要と認めた場合」

(2) 支部の廃止

支部長は次に該当する場合、支部を廃止し、体制を解除することができる。

1) 災害応急復旧が概ね完了し、二次災害の恐れがなくなった場合

2) その他、支部設置の必要性がなくなったと判断された場合

7. 他班への応援

(1) 応援の要請は班長より支部長に要請する。

(2) 支部長の命を受けた各班は、他班への応援を行う。

第3条 動員

支部室及び各班の動員体制は、別表-3を原則とするが、班長は気象情報等により班の所掌事務を迅速に実施する上で、要員の強化が必要と判断した場合、班の要員を増員しなければならない。

なお所属する班に他班からの応援が必要となった場合は、支部室の判断を受けるものとする。

(1) 勤務時間内の参集配置

勤務時間内に支部が設置された場合、各班の班長は速やかに別表-3に基づき必要人員を確保するものとする。

(2) 夜間・休日等の参集配置

勤務時間外に支部が設置された場合、各班の班長は別表-3に基づき必要人員を参集させるものとする。

第4条 その他の事項

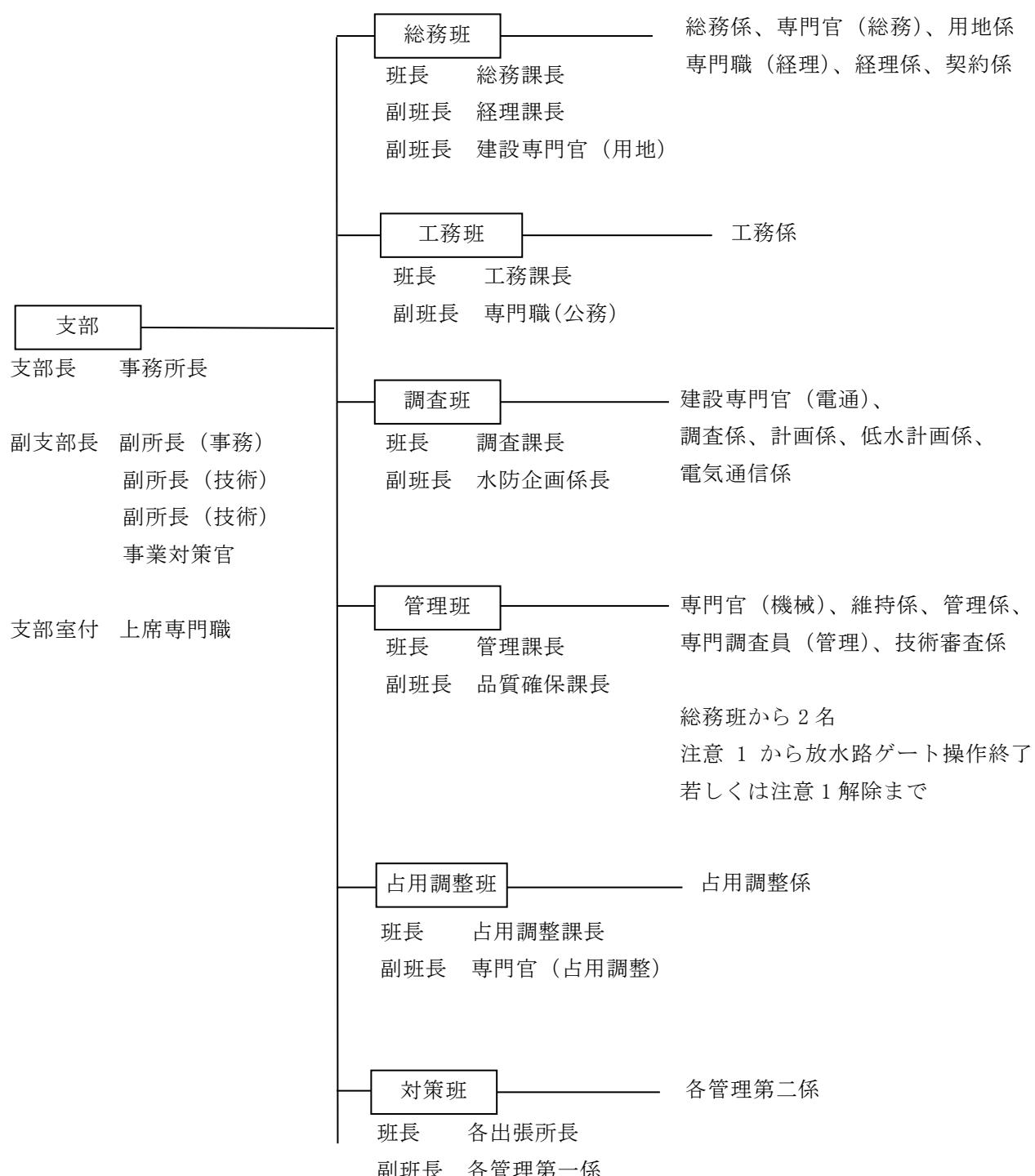
1. 交替

支部長は当番者が注意、警戒、非常体制が一昼夜以上にわたるときは、午前10時をもって次の者と交替できるよう配慮する。

2. タクシー、自宅電話の使用

公共機関の利用が不可能な時に公務のためタクシーを使用した場合、ならびに公務のため自宅電話を使用した場合においては、別紙-1によるものとする。

別表－1 風水害対策支部組織一覧表



別表 - 2 支部室、班の所掌事務

各班の所掌事務は次のとおりとする。

支部室	<ol style="list-style-type: none"> 1 支部の業務運営を統轄する。 2 体制の発令、解除を行う。 3 気象情報、水防活動、災害時の状況資料の総括的収集並びに発表に関することを行う。 4 支部および関係諸機関への災害状況の報告並びに連絡を行う。 5 災害対策に関する総合企画および立案を行う。 6 地域支援に関する調整及び立案を行う。 7 他官庁との情報交換を行う。 8 報道機関への情報提供を行う。 9 一般市民への情報提供を行う。
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 動員配置状況の確認を行う。 2 動員による勤務時間管理に関する事務を行う。 3 支部内、支部外より派遣される職員の移動に関する事務を行う。 4 動員体制による炊き出し、食料等の調達を行う。 5 関係記録および書類の整理収録、並びに保管を行う。 6 その他、庶務に関する一般事務を行う。 7 部員の負傷、発病に関する措置、手配、入院手続、看護に関する業務を行う。 8 罷災職員家族に関する業務を行う。 9 動員体制下における部員の健康管理に関する事務を行う。 10 物資備品類の購入、請負等一切の契約事務を行う。 11 物資、備品類の管理を行う。 12 国有財産、仮設物備品等の被害状況調査を行う。 13 建設機械および自動車類を管理する。
工務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生状況等の把握を行う。 2 対策班より、危険箇所の発見もしくは、災害発生の報告を受けたときは、ただちに支部長に報告する。 3 危険箇所もしくは、災害が発生し、緊急に措置をする必要がある場合は、支部長の指示を受け、その対策を立案する。 4 前項の場合においては、対策班と連絡を密にし、対策を実施に移すべく諸般の事務を行う。
調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報を収集し、状況を把握し支部長に報告するとともに、必要に応じ各班に通報する。 2 災害対策本部等からの情報を受けた場合は、支部長に報告するとともに、必要に応じ各班に通報する。 3 降雨状況、出水状況を把握し、記録を整理して、適宜支部長に報告するとともに、必要に応じ各班に通報する。 4 管内の水防警報の発令、解除を関係機関に発表および各班に連絡する。 5 管内の洪水予報の発令、解除を関係機関に発表および各班に連絡する。 6 関係自治体から地域支援に関する情報を収集し、支部長に報告する。 7 河川情報センターへ情報の伝達を行う。

	<p>8 高水流量観測を行う。</p> <p>9 治水効果の公表に係る資料作成を行う。</p> <p>10 水防に必要な電気通信施設等の保守を行う。</p> <p>11 排水機場、水閘門、陸閘等の電気設備の応急処置を行う必要が生じたときは、これにあたる。</p> <p>12 寒狭川頭首工の操作状況の把握および確認を行う。(事業対策官又は係長対応)</p>
管理班	<p>1 河川管理施設の状況把握を行う。</p> <p>2 直轄水防および一般水防の状況の把握及び確認を行う。</p> <p>3 橋門、樋管の操作状況の把握および確認を行う。</p> <p>4 水防対策に関する記録を整理し、保管する。</p> <p>5 豊川放水路分流堰の操作状況の把握および確認を行う。</p> <p>6 豊川水系豊川放水路分流堰操作規則および同細則に従い業務に従事する。</p> <p>7 排水機場、水閘門、陸閘等の機械設備の応急処置を行う必要が生じたときは、これにあたる。</p> <p>8 災害発生に伴う災害対策用車両等の運用に関する業務に従事する。</p>
占用調整班	<p>1 利水ダムの操作状況の把握および確認を行う。</p> <p>2 利水ダム水防対策に関する記録を整理し、保管する。</p> <p>3 水門、樋門等許可工作物の管理状況調査およびこれに対する必要な指示を行う。</p>
対策班 (豊川・一宮・岡崎・安城出張所)	<p>1 水防に関する通報連絡を受け、班内に連絡する。</p> <p>2 動員状況を把握し、総務班に報告する。</p> <p>3 班内に負傷者、発病者、罹災者の発生した場合救護を行う。</p> <p>4 物資・資材の調達業務を行う。</p> <p>5 材料・資材、仮設物・国有財産の管理を行い、災害の発生した場合ただちに調査し、災害報告書を作成し、総務班に報告する。</p> <p>6 班の資金関係事務を行う。</p> <p>7 班員の健康を管理する。</p> <p>8 関係記録を整理保管する。</p> <p>9 緊急に措置をする必要がある危険箇所もしくは、災害が発生した場合は、工務班と連絡を密にし、対策を実施する。</p> <p>10 堤防調査を実施し、危険箇所および災害状況の調査を行い、速かに工務班に連絡する。</p> <p>11 一般水防に協力する。</p> <p>12 出水による各種調査観測に協力する。</p> <p>13 関係記録を整備保管する。</p> <p>14 資材等運搬ルートの確認を行う。</p>

別表-3 人員配置表（風水害）

班名	準備	監視	注意1	注意2	警戒	非常	摘要
支部室	—		1名	1名	3名	6名	
総務	—	(委託運転手 1名)	2名 (委託運転手 2名)	3名 (委託運転手 3名)	6名 (委託運転手 3名)	11名 (委託運転手 4名)	• 注意1体制の2名+委託運転手2名は、放水路巡視・操作要員とする。監視体制の委託運転手は、現場確認必要時及びゲート全閉操作時に招集する。
工務	—	—	—	1名	3名	5名	• 災害発生時対応等
調査	1名	1名	3名	4名	8名	12名	• 注意1体制の3名中1名は、放水路警報局動作確認要員（電通）とする。放水路開放時の記者投込み。支部体制に係る所内電光掲示板操作、ゲート全閉時の放水路警報局消灯 • 但し、電気通信係員（矢作ダム併任）は矢作ダム管理所の体制要員とする。
管理	1名	1名	2名	2名	4名	7名	• 注意1体制の2名は、放水路巡視・操作要員とする。
占用調整	(2名)	—	(2名)	2名	2名	3名	• ()は、利水・補助ダム連絡要員とし、携帯電話による在宅対応を可能とする。
各対策	—	—	豊川のみ 1名 (委託運転手 1名)	該当河川 各1 (委託運転手 各1名)	各2名 (委託運転手 各1名)	各3名 (委託運転手 各1名)	
計	2名 (2名)	2名 (委託運転手 1名)	9名 (2名)	17名 (委託運転手 3名)	34名 (委託運転手 7名)	56名 (委託運転手 7名)	放水路要員は、下記編成を原則とする。 • ゲート全開時、巡視及びゲート操作（車2台）：総務班2名、管理班2名、委託運転手2名 • ゲート全閉時、ゲート周辺安全確認及びゲート操作（車1台）：管理班1名、委託運転手1名

- ※・各班の構成は組織一覧表のとおりとする。
- ・人員は状況に応じて増減することがある。
 - ・台風時には 6 時間前を目途に人員を確保する。
 - ・放水路要員は、放水路ゲート操作後は各班に帰化するものとする。
 - ・監視体制時に現場確認に行く場合は、原則、委託運転手を手配し確認に行くものとする。（災害対策室に 1 名残る）
 - ・監視体制に就いている職員等が緊急を要すると判断した場合は、職員 2 名で現場確認に行くものとする。（官携帯所
 - ・放水路ゲートを閉める際は、原則、委託運転手を手配し行うものとする。
 - ・事務所ホームページへの体制・放水路情報の表示・消去は、原則、上席専門職・総務班で行うものとする。（休日、監視体制を解除する場合、調査班）
 - ・リエゾンについては、派遣要請があった場合に、班長と調整し指名するものとする。リエゾンの構成は、建設専門官相当以上 1 名、係長相当以上 1 名の計 2 名（技官 1 名、事務官 1 名）を原則とする。
 - ・寒狭川頭首工からの連絡要員は、事業対策官または係長。携帯電話による対応可。
 - ・再任用職員の配置は、勤務時間内及び非常体制時とする。

別紙－1

風水害時において公務のためタクシー、自宅電話を使用した場合の取扱いについて

風水害時において公務のためタクシー、自宅電話を使用した場合の取扱いについては、下記により処理することができるものとする。

記

1. タクシーの使用

(1) タクシーを使用できるのは、次の場合とする。

原則として、深夜等のため電車、バス等の公共交通機関が利用できない場合とするが、運行時間帯であっても、発車の間隔が空いた時間帯（30 分程度以上）は各自判断して使用すること。通常時間時に公共交通機関を使用していない者であっても、各自の安全を確保するために必要と判断される場合は使用できる。

(2) タクシーを使用した者は、乗車後必ず領収書を発行して貰い、領収書とともに様式 1 により所属の課長等の使用証明を受けて請求するものとする。

2. 自宅電話の使用

(1) 自宅電話を公務で使用した者は、電話会社に連絡し、該当する発信記録を発行して貰い、発信記録とともに様式 1 により所属の課長等の使用証明を受けて請求するものとする。

立替払請求書

¥

但し、

○○○○使用料金

として立替払いをしたので請求します。

平成 年 月 日

官署支出官中部地方整備局
総務部長 殿

所属 ○○○○課
氏名 ○○ ○○ 印

上記のとおり立替払いしたことを証明する。

官職 ○○○○課長
氏名 ○○ ○○ 印

指定振込先金融機関	預金種別	口座番号
××銀行	□□支店	普通

○地震災害対策支部運営要領

第1条 目的

この要領は「中部地方整備局防災業務計画第3編地震災害対策編、第4編津波災害対策編」に基づき、地震災害等対策支部（以下「対策支部」という。）の円滑な運営を図るため支部の組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

また、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）「地震防災基本計画」及び国土交通省「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画」に基づき、想定東海・東南海・南海地震（マグニチュード8級）の警戒宣言発令時等における豊橋河川事務所の掌握に係る地震防災応急対策等について定める。

第2条 組織・運営

1. 支部の組織

支部の組織は、別表-1 支部組織表のとおりとし、支部室、総務班、工務班、調査班、管理班、占用調整班、豊川対策班、一宮対策班、岡崎対策班、安城対策班を置く。

2. 支部室

支部室は、支部長、副支部長、支部室付をもって構成する。

3. 支部長、副支部長、支部室付

- (1) 支部長は事務所長とし支部を統轄、指揮、監督する。
- (2) 副支部長は各副所長、事業対策官をもってあて、支部長を補佐し支部室及びそれぞれの班を指揮統括する。
- (3) 支部室付は上席専門職とし副支部長の指揮を補佐する。
- (4) 事務所長に事故等があったときは、副所長（事務）、副所長（技術）、副所長（技術）、事業対策官の順をもって支部長の職務を代行する。

4. 各班

(1) 総務班

班長は総務課長、副班長は経理課長及び建設専門官（用地）とし、班員は総務課及び経理課職員をもって組織する。

(2) 工務班

班長は工務課長、副班長は専門職（工務）とし、班員は工務課職員をもって組織する。

(3) 調査班

班長は調査課長、副班長は水防企画係長とし、班員は建設専門官（電通）、調査課職員をもって組織する。但し、電気通信係員（矢作ダム併任）は矢作ダム管理所の体制要員とする。

(4) 管理班

班長は管理課長、副班長は品質確保課長とし、班員は管理課、品質確保課職員をもって組織する。

(5) 占用調整班

班長は占用調整課長、副班長は専門官（占用調整）とし、班員は占用調整課職員をもって組織する。

(6) 豊川対策班

班長は豊川出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は豊川出張所職員をもって組織する。

(7) 一宮対策班

班長は一宮出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は一宮出張所職員をもって組織する。

(8) 岡崎対策班

班長は岡崎出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は岡崎出張所職員をもって組織する。

(9) 安城対策班

班長は安城出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は安城出張所職員をもって組織する。

5. 支部室及び各班の所掌事務

支部室及び各班の所掌事務は別表－2 のとおりとする。

6. 支部の設置及び廃止の基準

(1) 支部の設置及び体制

ア 調査課長は、震度 4 以上の地震又は津波注意報が発令された場合、速やかに事務所長に第一報を報告するものとする。事務所長は第一報を受けた時点で支部設置の指令と体制の発令を行うものとする。

但し、河川に限り、震度 4 であっても注意体制に入るのは以下の事象に限る。

①出水により水防団待機水位を超えて氾濫注意水位に達する恐れのある場合。

②既に河川管理施設等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

イ 支部長は被害状況を確認後、防災体制（要員、資機材等）の強化が必要と判断した場合は、状況に応じて体制の移行指令を行わなければならない。

ウ あらかじめ指名されている初動参集者は、支部設置基準に該当する地震等が発生した場合には原則として自動的に勤務地へ参集するものとする。

注意体制 I. 「別表に定める気象庁及び地方公共団体観測所で気象庁が震度 4 を発表した場合」

但し、河川に限り、震度 4 であっても注意体制に入るのは以下の事象に限る。①出水により水防団待機水位を超えて氾濫注意水位に達する恐れのある場合。

②既に河川管理施設等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

II. 「気象庁が事務所管内の地域(愛知県外海、伊勢・三河湾)で津波注意報を発表した場合」

III. 「その他事務所長が必要と認めた場合」

警戒体制 I. 「別表に定める気象庁及び地方公共団体観測所で気象庁が震度 5 (弱・強) を発表した場合」

II. 「気象庁が事務所管内の地域(愛知県外海、伊勢・三河湾)で津波警報(ツナミ)を発表した場合」

III. 「事務所管内の管理施設に関して地震又は津波による災害が発生した場合」

IV. 「その他事務所長が必要と認めた場合」

非常体制 I. 「別表に定める気象庁及び地方公共団体観測所で気象庁が震度 6 弱以上を発表した場合」

II. 「気象庁が事務所管内の地域(愛知県外海・伊勢湾・三河湾)で津波警報(オオツナミ)を発表した場合」

III. 「事務所管内の管理施設に関して地震又は津波による大規模な災害が発生した場合」

IV. 「その他事務所長が必要と認めた場合」

別表 豊橋河川事務所の体制の基準となる地震観測所

事務所	気象庁観測所	地方公共団体観測所	(独)防災科学技術研究所震度観測点
豊橋	①新城市矢部 (愛知県東部、新城東高校) ②豊橋市向山 (愛知県東部、向山緑地)	③新城市東入船（新城市役所） ④豊川市諏訪（豊川市消防署） ⑤豊川市一宮町（一宮総合支所） ⑥豊川市小坂井町（小坂井支所） ⑦豊橋市東松山町（豊橋市消防本部）	
	①豊田市小坂本町 (愛知県西部、豊田産業文化センター) ②岡崎市若宮町 (愛知県西部、若宮公園)	③豊田市長興寺（豊田市消防本部） ④豊田市畠部西町（畠部小学校） ⑤安城市横山町（安城消防署） ⑥碧南市松本町（碧南市役所） ⑦西尾市矢曾根町（西尾市消防本部） ※) 恵那市上矢作町	⑧豊田市小坂町 ⑨安城市和泉町

(参考)

上記震度観測点は、豊川・矢作川直轄管理区間近隣（概ね5km以内）の観測点（沿川市ごとに1箇所は選定）であり、事務所の体制（施設点検実施）を判断する基準とする。

※印の観測地点については、地元自治体より情報を収集した内容により判断する。

(2) 支部の廃止

支部長は次に該当する場合、支部を廃止し、体制を解除することができる。

「災害応急復旧が概ね完了し、二次災害の恐れがなくなったとき」

「その他、支部設置の必要性がなくなったと判断されたとき」

7. 他班への応援

(1) 応援の要請は班長より支部長に要請する。

(2) 支部長の命を受けた各班は、他班への応援を行う。

第3条 動員

支部室及び各班の動員体制は、別表-3を原則とするが、状況に応じて支部室と協議の上変更することができる。

(1) 勤務時間内の参集配置

勤務時間内に支部が設置された場合、各班の班長は速やかに動員配置人員表に基づき必要人員を確保するものとする。

(2) 夜間・休日等における参集配置

ア 各班の初動参集職員は、各班長があらかじめ別紙-3人員を確保するため指名しておくこと。

イ 初動参集職員は大規模地震等の発生を知り得た場合には、テレビ・ラジオ等で震度等を確認することにより自ら支部設置の体制を判断し、自動的に参集するものとする。

参集にあたっては、公共交通機関等が不通であっても、徒歩、自転車、バイク等の方法で本勤務地に参集することを原則とする。

本勤務地に参集することができないやむを得ない事由がある場合には、速やかに本勤務地に連絡し、確認を受けるよう努めるものとする。なお、やむを得ない事由が解消された場合には、速やかに本勤務地に参集するものとする。

初動参集職員が参集できない場合には、各班の班長は速やかに別表-3の人員を確保するよう努

めること。

ウ 該当の職員は、それぞれ個々の状況を自ら判断し行動をとるものとする。なお、やむを得ない事由として例えば次のような場合が考えられる。

◆職員の現住居が滅失または損失した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、または一時的に避難している場合。(単身赴任者が滅失または損失した家族の住居の復旧作業等自ら従事することが必要な場合等も含まれる。)

◆職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合。

◆職員が人命救助、消火活動等必要な措置を講ずる必要がある場合。

◆職員が出張中または旅行中であって、直ちに参集できない場合。

◆職員が傷病もしくは職員の家族の介護のために参集できない場合。

◆職員の現住居から本勤務地までの交通路が完全に遮断された場合。

(3) (1)、(2)該当の職員以外の職員にあっては、緊急連絡が入らない限り通常の勤務体制で出勤するものとする。

第4条 地震災害警戒支部

(1) 警戒支部の組織

本地震災害対策支部運営要領の該当する条項の「対策支部」を「警戒支部」に読み替えるものとする。

(2) 警戒支部の掌握事務

本地震災害対策支部運営要領の該当する条項の「対策支部」を「警戒支部」に読み替えるものとする。

(3) 警戒支部の設置及び廃止

1) 事務所長は、以下の体制及び発令基準により、豊橋河川事務所内に警戒支部を設置するものとする。

注意体制 「東海地震観測情報が発表された場合」

警戒体制 「東海地震注意情報が発表された場合」

非常体制 「東海地震予知情報が発表された場合」

「東海地震の警戒宣言が発せられた場合」

「東海地震注意情報が発表された場合で、中部地方整備局長(警戒本部が設置されている場合は警戒本部長)が必要と認めた場合」

2) 警戒支部長は、次に該当する場合、警戒支部を移行・廃止するものとする。

「気象庁が発表する東海地震に関する情報、警戒宣言その他これらに関する情報(東海地震関連情報等)の解除が発せられたとき」

「地震災害の発生により災害対策支部が設置されたとき」

「その他、警戒支部設置の必要がなくなったと判断されたとき」

(4) 警戒宣言等の伝達等

ア 東海地震に係る観測情報、判定会の招集、警戒宣言その他これらに関する情報(以下「地震予知情報等」という。)については本局企画部企画課において一元的に把握される。

国土交通省防災課防災対策室より中部地方整備局総合対策班長(企画課長)へ連絡が入るので、企画課長から携帯電話メールを使った緊急情報支援システム(NTT DOCOMO)を使用し、中部地方整備局職員に一斉配信される。

イ 緊急情報支援システムにより伝達された地震予知情報等を受信する豊橋河川事務所の代表職員は、事務所長、調査課長、管理課長である。代表職員は地震災害対策支部連絡網により各職員へ連絡する。

(5) 動員

支部の動員体制は、第3条に定める対策支部の動員体制に準じるものとする。

(6) 河川管理施設等に関する対策

ア 警戒宣言が発せられた場合には、緊急点検及び巡視を行い、状況の把握に努めるものとする。なお、河川法に基づく許可工作物についても同様の措置を執るよう工作物の管理者を指導するものとする。

イ 地震予知情報において津波の発生が予想される場合、法令に基づく操作規則等に定めるところにより必要に応じて、水門、閘門及び内水排除施設の操作の体制に入り、操作に必要な準備を行うとともに、操作を行うものとする。なお、河川法に基づく許可工作物についても同様の措置を執るよう工作物の管理者を指導するものとする。

ウ 地震発生に伴う被災防止・軽減を図るため、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要となる補強、落下防止その他の保全措置をとるものとする。

第5条 その他の事項

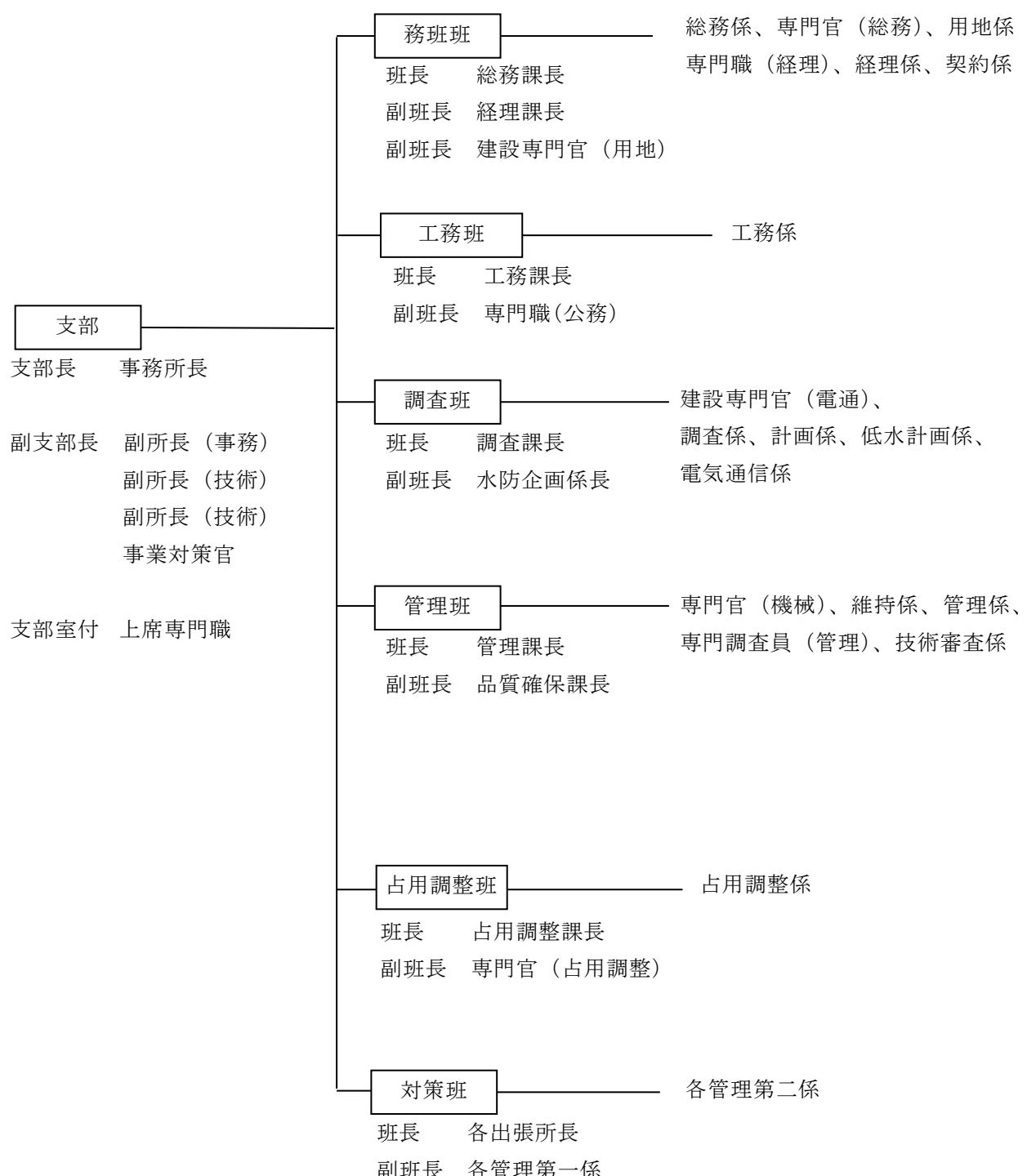
1. 交替

風水害対策支部運営要領と同じ

2. タクシー、自宅電話の使用

風水害対策支部運営要領と同じ

別表－1 地震災害対策支部組織一覧表



別表-2 支部室、班の所掌事務

各班の所掌事務は次のとおりとする。

支部室	<ol style="list-style-type: none"> 1 支部の運営に関する企画及び指令、立案を行うこと。 2 支部の動員の発令、解除に関すること。 3 地震防災応急対策に係る指示に関すること。 4 地震防災応急対策の実施状況等の資料の総合的収集ならびに発表に関すること。 5 地震災害対策本部（本局、以下「本部」という）および関係諸機関への総括的報告ならびに連絡・調整に関すること。 6 各班の業務の調整に関すること。 7 防災エキスパート等への協力要請に関すること。 8 応援要請に関すること。
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務時間管理、給与等の事務に関する事務。 2 職員とその家族の安否に関する事務。（職員等の家族安否確認要領による） 3 職員宿舎の被災状況把握に関する事務。 4 勤員職員および物資の輸送に関する事務。 5 勤員職員の安全衛生、健康管理および救護に関する事務。 6 勤員職員の給食、宿泊等に関する事務。 7 緊急輸送車両の手続きに関する事務。 8 庁舎施設の被害状況把握及び保全に関する事務。 9 庁舎内外の危険物等の除去等に関する事務。 10 その他庶務に関する事務。 11 非常食、飲料水及び勤員職員の活動に必要な物資の確保、調達、補給に関する事務。 12 支部の会計に関する事務。 13 災害対策活動に必要な器具の整備点検に関する事務。 14 燃料等の確保・備蓄に関する事務。
調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震動の強さ及び津波に関する情報収集に関する事務。 2 河川・道路等のライフラインの被害状況に関する情報収集に関する事務。 3 観測監視施設の被害情報収集に関する事務。 4 支部室及び各班への情報伝達に関する事務。 5 関係機関との情報交換に関する事務。 6 電子情報システムに関する事務。 7 予備電源装置の確保および点検配備に関する事務。 8 通信装置の確保および点検配備に関する事務。 9 寒狭川頭首工の被災状況把握に関する事務。（事業対策官又は係長対応）
工務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事現場の被災状況を対策班を通じて把握すること。 2 工事中断および再開の措置に関する事務。 3 応急復旧工事の必要が生じた場合の態勢および資機材の輸送等に関する事務。 4 応急対策用資機材の保有量確認等に関する事務。
管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川施設（堤防、護岸、堰、床止め、排水機場、水門（樋門、樋管含む）、橋梁等）の被災状況把握に関する事務。 2 河川施設に対する必要な措置に関する事務。 3 放水路分流堰機械設備等の整備点検に関する事務。

	4 災害発生に伴う災害対策用車両等の運用に関すること。
占用調整班	1 利水ダム等の被災状況把握に関すること。 2 占用物件の被災状況把握に関すること。
対策班 (豊川・一宮・岡崎・安城・出張所)	1 工事現場の被災状況把握及び工務班への報告に関すること。 2 工事中断および再開の措置の連絡に関すること。 3 河川施設の被災状況把握及び管理課管理一班への報告に関すること。 4 緊急復旧に関する現場指揮（協定会社指示含む）に関すること。 5 災害対策活動に必要な器具の整備点検に関すること。 6 食料、飲料水および動員職員の活動に必要な物資の確保等に関すること。 （総務班からの支給が難しい場合に実施する。） 7 班内の召集連絡に関すること。 8 その他庶務に関すること。

別表-3 人員配置表（地震災害）

	注意体制	警戒体制	非常体制
班	<ul style="list-style-type: none"> ・別表で震度4 ただし、河川に限り、出水により水防団待機水位を超えて氾濫注意水位に達する恐れのある場合又は、既に河川管理施設等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合 ・津波注意報 ・事務所長が必要と認めた場合 ・東海地震観測情報発表時 	<ul style="list-style-type: none"> ・別表で震度5弱・強 ・津波警報(ツメ) ・管理施設に被害発生 ・事務所長が必要と認めた場合 ・東海地震注意情報発表時 	<ul style="list-style-type: none"> ・別表で震度6弱以上 ・津波警報(オツメ) ・管理施設に大規模な被害発生 ・事務所長が必要と認めた場合 ・東海地震予知情報発表時 ・東海地震警戒宣言発令時 ・局長指示(注意情報発表時)
	自動又は電話連絡受信後参集	自動又は電話連絡受信後参集	自動又は電話連絡受信後全員参集
支部室	副支部長、支部付から 1名	副支部長、支部付から 3名	6名
総務班	3名 〔 委託運転手 〕 2名	6名 〔 委託運転手 〕 3名	11名 〔 委託運転手 〕 4名
工務班	1名	3名	5名
調査班	調査課長、 水防企画係長 +2名	調査課長、 水防企画係長 +6名	12名 但し、電気通信係員（矢作ダム併任）は矢作ダム管理所の体制要員とする。
管理班	3名	4名	7名
占用調整班	(1)※ 1名 ※(1)は利水ダム、補助ダムからの連絡要員で、携帯電話による在宅対応を可能とする。	2名	3名
豊川対策班	1名 〔 委託運転手 〕 1名	1名 〔 委託運転手 〕 1名	3名 〔 委託運転手 〕 1名
一宮対策班	1名 〔 委託運転手 〕 1名	1名 〔 委託運転手 〕 1名	3名 〔 委託運転手 〕 1名
岡崎対策班	1名 〔 委託運転手 〕 1名	1名 〔 委託運転手 〕 1名	3名 〔 委託運転手 〕 1名
安城対策班	1名 〔 委託運転手 〕 1名	1名 〔 委託運転手 〕 1名	3名 〔 委託運転手 〕 1名
計	(1) 17名 〔 委託運転手 〕 6名	30名 〔 委託運転手 〕 7名	56名 〔 委託運転手 〕 8名

※・班長が上記人員を確保するものとする。又班長は、初動参集者（勤務時間外）について、あらかじめ上記人員を確保するため指名しておくこと。

- ・班長は初動参集者が参集できない場合、速やかに代わりの人員を確保するよう努めること。
- ・寒狭川頭首工からの連絡要員は、事業対策官または係長。携帯電話による対応可。
- ・再任用職員の配置は、非常体制時とする。

2. 愛知県災害対策本部東三河方面本部

○愛知県災害対策本部東三河方面本部等実施要領

第1編 総則

(目的)

第1 この要領は、災害対策活動を有効適切に実施し、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限にとどめ、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、愛知県災害対策本部要綱並びに愛知県地震災害警戒本部要綱及び愛知県災害対策実施要綱に基づき、愛知県災害対策本部東三河方面本部（以下「方面本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、その他の用語の意義は、第1で規定するもののほか、災害対策基本法の定めるところに準ずるものとする。

(1) 登録要員

愛知県災害対策本部等要員登録要領に規定する要員。

ア 1次登録者 災害対応業務に初動から対応する職員。

イ 2次登録者 1次登録者と交代する職員。ただし、1次登録者が業務に就けない場合や1次登録者のみでは対応しきれない場合は、補完的に業務に当たる。

(2) 一時代行者

愛知県災害対策本部一時代行者指名要領に基づき指定された職員。勤務時間外に第3非常配備が発令された場合に、方面本部要員が参集するまでの間、一時的に方面本部要員の業務を代行する。

【第3非常配備の発令基準】

- ・県内に震度5強以上の地震が発生したとき
- ・大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れのあるとき
- ・東海地震注意情報が発表されたとき、また警戒宣言が発せられたとき

(3) 気象業務法及び気象庁予報警報規程に規定する府県予報区の区域のうち東三河方面本部の設置及び廃止に係る区域。

<気象予警報の発表区分>

東三河南部区域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
---------	-----------------

<地震速報に用いる発表区分>

県東部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村
-----	---------------------------------

第2編 方面本部

(方面本部の設置及び廃止)

第1 方面本部は次に掲げる場合に設置及び廃止するものとする。

(1) 設置

ア 自動的に方面本部を設置する場合

(ア) 東三河南部区域、県東部又は全県を対象に次の気象予警報等のいずれかが発表されたとき。

- ・大雨警報
- ・暴風警報
- ・洪水警報
- ・高潮警報
- ・暴風雪警報
- ・津波警報（愛知県外海、伊勢・三河湾）
- ・大津波警報（愛知県外海、伊勢・三河湾）
- ・大雨特別警報
- ・暴風特別警報
- ・高潮特別警報
- ・波浪特別警報
- ・大雪特別警報
- ・暴風雪特別警報
- ・豊川及び豊川放水路氾濫警戒情報

(イ) 県東部に震度5弱の地震が発生したとき。

(ウ) 県内に震度5強以上の地震が発生したとき。

(エ) 次の南海トラフ地震臨時情報のいずれかが発表されたとき。

- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

(オ) 次の東海地震に関連する情報のいずれかが発表されたとき。

- ・東海地震に関連する調査情報（臨時）
- ・東海地震注意情報

イ 発生した災害の位置、状況により判断する場合

(ア) 原子力災害の緊急事態区分における「全面緊急事態」の事象が発生したとき。

(イ) 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が発生し、本県に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき。

(ウ) 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が悪化し、大規模の災害が発生し、本県に重大な被害が発生するおそれがあるとき、又は重大な被害が発生したとき。

ウ 知事（災害対策本部長）の命令で方面本部を設置する場合

方面本部の所管する地域に、災害が発生する恐れがあるとき、又は災害が発生したとき。

(2) 廃止

災害発生のおそれが解消し、若しくは災害応急対策が概ね完了したと災害対策本部長が認めたとき。

(方面本部の組織及び所掌事務)

第2 方面本部は、別表第1に掲げる機関により構成する。

2 方面本部は方面本部長、方面本部副本部長、方面本部員及びその他の職員をもって構成し、別表第2のとおり充てる。

3 方面本部の構成は、別表第3のとおりとする。

4 方面本部は、管内における次に掲げる事務を所掌する。

(1) 災害応急対策等に関する連絡調整

(2) 情報収集・整理

(3) 管内市の災害対策業務に対する支援

(4) 方面本部備蓄物資の調整・配分・配送

(5) 本庁備蓄物資、調達物資、応援物資の受入・払出

(6) その他災害応急対策に関する必要な事務

5 方面本部長、方面本部副本部長及び各班長の職務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

(1) 方面本部長

第一順位 方面本部副本部長 (東三河総局県民環境部長)

第二順位 方面本部副本部長 (東三河総局企画調整部長)

第三順位 統括部総括班長 (東三河総局防災安全課長)

第四順位 統括部情報班長 1次登録者

第五順位 統括部総務班長 1次登録者

第六順位 支援部支援班長 (東三河総局防災安全課課長補佐(班長))

第七順位 支援部緊急物資チーム班長 1次登録者

第八順位以降の順序は、上記以外の統括部及び支援部の班長で1次登録者、2次登録者、一時代行者の順とする。

(2) 方面本部副本部長

第一順位 統括部総括班長 (東三河総局防災安全課長)

第二順位 統括部情報班長 1次登録者

第三順位 統括部総務班長 1次登録者

第四順位 支援部支援班長 (東三河総局防災安全課課長補佐(班長))

第五順位 支援部緊急物資チーム班長 1次登録者

第六順位以降は、上記以外の統括部及び支援部の班長とする。

(3) 各班長

各班の役職の順とする。

6 各部の組織・要員及び主な所掌事務は、次のとおりとする。

組織		主な所掌事務
統括部	部長：東三河総局 1次登録 県民環境部長 2次登録 企画調整部長	・総括事務、情報事務、総務事務の統括に関すること。
総括班	1次・2次登録 ・班長 1名 (1次：東三河総局防災安全課長) (2次：課長職) ・班員 4名	・愛知県災害対策本部（以下「県本部」という。）からの災害応急対策活動の基本方針を踏まえた管内の災害応急対策の立案及び実施の総括に関すること。 ・管内の災害応急対策に関する連絡調整に関すること。 ・管内の災害応急対策に関する要員運用に関すること。 ・方面本部員会議に関すること。 ・予警報の通知及び伝達に関すること。 ・本庁、関係機関等との連絡調整に関すること。 ・災害救助法適用の準備に関すること。 ・先遣・情報収集チーム、支援チーム又は市町村支援チームの派遣決定に関すること。 ・緊急物資チームの開設決定に関すること。 ・県民相談の対応に関すること。 ・その他他の班に属さないこと。
情報班	1次・2次登録 ・班長 1名（課長職） ・班員 4名	・管内の被害・対策情報の収集及び集約に関すること。 ・主要構成組織等からの被害・対策情報の収集に関すること。
総務班	1次・2次登録 ・班長 1名（課長職） ・班員 3名	・職員の安全衛生等及び庶務・会計に関すること。 ・資機材の確保に関すること。 ・緊急通行車両に関すること。 ・方面本部員及び非常配備員の参集状況の確認に関すること。 ・先遣・情報収集チーム等携行機器の準備に関すること。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎管理者との連絡調整に関すること。 ・ 職員用飲食料の配分に関するこ
支援部	部長 1次登録 県民環境部長 2次登録 企画調整部長		<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援事務の統括に関するこ
支援班	1次・2次登録 ・班長 1名 (1次:防災安全課課長補佐(班長)) (2次:課長職) ・班員 2名		<ul style="list-style-type: none"> ・ 先遣・情報収集チーム、支援チーム及び市町村支援チームの運用に関するこ
取先 集遣 チ ・ 情 ム 報	1次・2次登録 ・班員 16名	<拡充期> 市町村支援 チーム 1次・2次登録 ・班員 33名 (注)市町村支 援チームは、災 害対応の拡充 期において、市 町村のニーズ に的確に対応 できるよう、先 遣・情報収集チ ーム、支援チ ーム及び緊急物 資チームを統 合し本庁と連 携して一体 的・弾力的に運 用する。	
支援 チ ーム	1次・2次登録 ・班員 12名 ※(その他、東三河総合 庁舎に参集した職員)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 方面本部備蓄物資の調整・配分・配 送に関するこ ・ 本庁備蓄物資、調達物資、応援物資 の受入・払出に関するこ
緊急物資 チーム	1次・2次登録 ・班長 1名(課長職) ・班員 4名 ※(その他、東三河総合 庁舎に参集した職員)		

※(その他、東三河総合庁舎に参集した職員)とは、愛知県災害対策実施要綱第2編第1章第5節第1 2(3)に規定する職員で、勤務公署への参集ができず東三河総合庁舎に参集し、所属から東三河方面本部において災害対策業務に従事する指示を受けた者。

(一時代行者)

第3 一時代行者が業務を代行する方面本部の要員は次のとおりとする。

組織		一時代行者が業務を代行する要員
部名	班名	
		部長
統括部	総括班	班長、班員
	情報班	班長、班員
	総務班	班長、班員
		部長
支援部	支援班	班長、班員
		班員（先遣・情報収集チーム）
	緊急物資チーム	班長、班員
		班員（市町村支援チーム）

(災害対策センター室)

第4 方面本部の災害に関する情報の収集・伝達、各機関相互の連絡調整及び災害に対する基本的事項を円滑に行うため、方面本部に災害対策センター室（以下「センター室」という。）を設置する。

2 開設基準

第2 非常配備（準備強化体制）以上の配備態勢を執ったとき又は方面本部長が必要と認めた時とする。

3 開設場所

(1) 第2非常配備（準備強化体制）

東三河総合庁舎2階 防災安全課事務室又は会議室202

(2) 第2非常配備（警戒体制）

東三河総合庁舎2階 会議室202及び大会議室

(3) 第3非常配備

東三河総合庁舎2階 会議室202及び大会議室

なお、会議室202及び大会議室にセンター室を開設する場合の配置は、別表第4のとおりとする。

また、上記の場所にてセンター室を開設することが困難な場合は、次の場所にて、

代替のセンター室を開設できるよう本庁災害情報センターと調整を行う。

順位	施設名	住所	連絡先
1	東三河建設事務所	豊橋市今橋町6	0532-52-1311
2	東三河耐震通信局	豊橋市八町通5丁目113	052-954-6196
3	豊川保健所	豊川市諏訪3丁目237	0533-86-3188

なお、本順位は、代替の災害対策センター室の開設環境及び高度情報通信ネットワークが使用可能な状況を想定しており、東三河建設事務所において、高度情報通信ネットワークの使用が困難な場合は、東三河耐震通信局を第1順位とする。

4 方面本部要員は、センター室が開設されたときは、下表のとおり参集する。

		登録要員				一時代行者
		第2配備	第2準備強化	第2警戒	第3	第3 時間外 震度5強以上
方面本部長		×	▲	○	○	—
方面本部副本部長	1次	×	▲	○	○	—
兼統括部長兼支援部長	2次	×	▲	▲	所属	—
統括部長（一時代行者）		×	×	×	×	○
統括班長	1次	×	▲	○	○	○
	2次	×	▲	▲	所属	
統括班	1次	×	▲	○	○	○
	2次	×	▲	▲	所属	
情報班長	1次	×	▲	○	○	○
	2次	×	▲	▲	所属	
情報班	1次	×	▲	○	○	○
	2次	×	▲	▲	所属	
総務班長	1次	×	▲	○	○	○
	2次	×	▲	▲	所属	
総務班	1次	×	▲	○	○	○
	2次	×	▲	▲	所属	
支援部長（一時代行者）		×	×	×	×	○
支援班長	1次	×	▲	○	○	○
	2次	×	▲	▲	所属	
支援班	1次	×	▲	○	○	○
	2次	×	▲	○	所属	
先遣・情報収集チーム	1次	×	▲	▲	○	市町村
	2次	×	▲	▲	所属	
支援チーム	1次	×	▲	▲	○	—
	2次	×	▲	▲	所属	
緊急物資チーム班長	1次	×	▲	▲	○	○
	2次	×	▲	▲	所属	
緊急物資チーム	1次	×	▲	▲	○	○
	2次	×	▲	▲	所属	
予備要員		×	▲	▲	所属	—
連絡員		×	▲	▲	所属	—

1次 1次登録者：災害対応業務に初動から対応する職員

2次 1次登録者と交代する職員又は1次登録者が教務に就けない場合や1次登録者のみでは、対応しきれない場合の補完要員

凡例	×	配備無し
	○	センター室等において配備に就く。
	▲	直ちに配備に就く必要はないが、呼集があればセンター室等に参集する。 (方面本部長等の判断により、直接市町村に参集する場合を含む。)
所属		センター室等からの呼集に備え、所属において待機。 (方面本部長等の判断により、直接市町村に参集する場合を含む。)
市町村		指定された市町村役場に参集する。 (参集後、市町村が非常配備の態勢をとらないため市町村庁舎で活動できない場合は、方面本部へ連絡し指示を受ける。)
—		一時代行者の配置無し

5 方面本部長等の宿泊待機

次のいずれかの場合には、方面本部長は、公署近傍に宿泊待機する。

なお、方面本部長が待機宿泊できない場合は、方面本部長の命によりその職務を代理する者が待機宿泊する。

- (1) 防災安全局が第2非常配備（準備強化体制）以上の体制を執ることを決定した場合。
- (2) 台風説明会、名古屋地方気象台が発表する防災気象情報により、管内に暴風警報が発表される可能性が示された場合。
- (3) 公共交通機関の計画運休の事前告知等により、登庁が困難となることが予想される場合。
- (4) 規制基準雨量に達する大雨の予報があり、自宅から公署に至る道路で通行規制が行われる可能性がある場合。

(5) その他、防災安全局長から待機宿泊について依頼があった場合。

(方面本部員会議)

第5 方面本部における災害応急対策の基本的事項を協議し、その実施を推進するため、方面本部員会議を開催する。

(1) 構成

方面本部員会議は、方面本部長、方面本部副本部長、方面本部員で構成する。

(2) 運営

ア 方面本部員会議の開催は、方面本部長が決定する。開催通知は、総括班が関係機関へ通知するものとする。

イ 方面本部員会議は、東三河総合庁舎の会議室又はテレビ会議において開催する。

ウ 資料の作成及び代理出席等

(ア) 方面本部員は、会議の出席にあたり、その所管する事務の対策状況等の資料を作成し、総務班へ提出するものとする。

(イ) 方面本部員は、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、代理者を出席させるものとする。

エ 方面本部員会議の資料

方面本部員会議の資料は、総務班が用意し、会議の開催時に配布するものとする。

オ その他

(ア) 方面本部長は、必要に応じて他の機関の職員等に出席を求め、必要な意見を聴取することができる。

(イ) 方面本部長は、方面本部員会議の開催のほか、方面本部員会議の構成員が必要と認める他の機関の長を召集し、当該区域の災害応急対策に関する連絡調整を行う会議を必要に応じ開催することができる。

(統括部の運営)

第6 方面本部統括部の運営については、次のとおりとする。

(1) 総括班の運営

総括班は、次に掲げる業務を行う。

- ・ 県本部からの災害応急対策活動の基本方針を踏まえた管内の災害応急対策の方針決定
- ・ 方面本部の設置・運営及び方面本部員会議の開催
- ・ 気象予警報等の通知及び伝達
- ・ 自衛隊、警察及び消防との調整
- ・ 自衛隊への災害派遣要請の取りまとめ
- ・ 災害救助法の適用の準備
- ・ 方面本部支援チーム要員の派遣依頼等、本庁及び関係機関等との連絡調整
- ・ 先遣・情報収集チーム、支援チーム又は市町村支援チームの派遣決定
- ・ 緊急物資チームの開設決定
- ・ 県民相談の対応に関すること
- ・ その他他の班に属さないこと

(2) 情報班の運営

ア 情報班は、管内の被害情報を防災情報システムにより逐次、収集する。この際、管内各市に対し、被害が発生した場合に逐次報告するよう、あらかじめ通知する。

また、防災情報システムに被害情報の未入力、入力誤りがある場合は、該当市に確認する。

なお、防災情報システムが使用できない場合は、逐次及び毎正時に確認する。

イ 情報班は、管内の通行可能な道路情報を道路情報システム及び道路管理者から収集し、各班へ情報共有する。

ウ 情報班は、次に掲げる業務を行う。

- ・ 管内の被害・対策情報の収集及び集約
- ・ 管内市被害情報の収集
- ・ 主要構成組織等からの被害・対策情報の収集
- ・ 各種情報の集約
- ・ 防災行政無線の確保
- ・ 記録整理
- ・ 県本部災害情報センター情報部との連絡調整

(3) 総務班の運営

総務班は、次に掲げる業務を行う。

- ・ 参集状況の確認（方面本部員、非常配備員）
- ・ 職員の安全衛生等及び庶務・財務会計（職員の食料、飲料水、衛生管理等）
- ・ 車両の調整、確保
- ・ 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両確認証明書及び標章の交付
- ・ 先遣・情報収集チーム等の携行機器の準備
- ・ 庁舎管理者との連絡調整
- ・ 通信機器（移動型）の確保・管理

（支援部の運営）

第7 方面本部支援部の運営については、次のとおりとする。

(1) 支援班の運営

ア 支援班に先遣・情報収集チーム及び支援チームを設置する。なお、災害対応の拡充期において、市町村支援チームを設置する。

イ 方面本部長が先遣・情報収集チーム、支援チーム及び市町村支援チームの派遣決定をした際には、指定する場所において、次に掲げる業務を行うものとする。

(ア) 先遣・情報収集チーム

- ・ 管内各市災害対策本部の活動状況等の確認
- ・ 管内各市災害対策本部が行う被害状況等の県への伝達業務の補完

(イ) 支援チーム

- ・ 管内各市が実施する災害応急活動の支援業務
- （市職員が実施する専門分野以外の業務への支援）

(ウ) 市町村支援チーム

災害対応の拡充期において、市町村の様々な支援ニーズに的確に対応できるよう、先遣・情報収集チーム、支援チーム及び緊急物資チームを統合した市町村支援チームを設置し、本庁と連携して一体的・弾力的に運用する。

(2) 緊急物資チームの運営

ア 緊急物資チームは、第3非常配備が発令された場合又は方面本部長が開設を決定した際には、指定された場所で業務を行うものとする。

- イ 緊急物資チームは、次に掲げる業務を行う。
- ・ 方面本部備蓄物資の調整・配分・配送
 - ・ 本庁備蓄物資、調達物資、応援物資の受入・拠出

(連絡員)

第 14 方面本部に所属する地方機関の活動状況の報告や他の地方機関との連絡調整を行うため連絡員を置き、次のとおり充てる。

連絡員	組織
	豊川保健所職員
	東三河農林水産事務所職員
	東三河建設事務所職員
	三河港務所職員

- 2 連絡員は、東三河総局の兼務者又は各地方機関の事務に精通した課長補佐級以上の職員とする。
- 3 連絡員は、各地方機関において災害応急活動の情報収集に務めることとし、方面本部長の判断により方面本部に就くこととする。
- 4 連絡員は、災害に関する各地方機関の所掌事務を処理するほか、次の業務に当たるものとする。
 - (1) 方面本部においては、災害応急対策についての協議等を行うこと。
 - (2) 各地方機関の活動状況を把握し、方面本部又は他の地方機関との連絡調整を行うこと。

第 3 編 警戒方面本部

現在、気象庁は東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていないことから、「第 3 編 警戒方面本部」に関する記載は省略する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する

附 則

この要領は、平成 30 年 9 月 26 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 3 月 1 日から適用する。

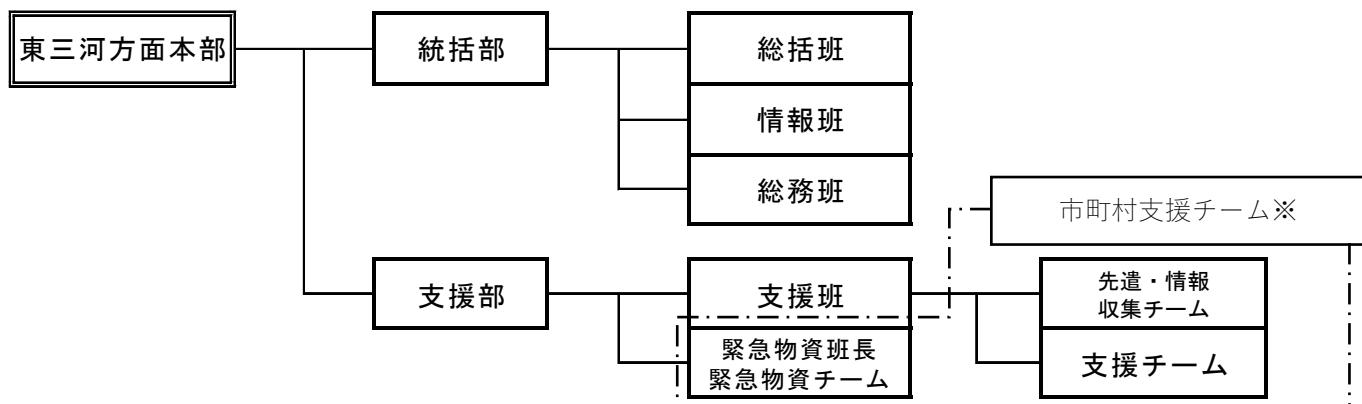
別表第1 方面本部の組織

名称	位置	担当区域	構成組織	
東三河方面本部	豊橋市	東三河総局、東三河総局〔総務県民課旅券グループ〕、名古屋東部県税事務所〔豊橋駐在室〕、東三河県税事務所 豊川保健所、豊川保健所〔蒲郡保健分室〕、豊川保健所〔田原保健分室〕、東三河福祉相談センター、 動物愛護センター〔東三河支所〕 環境調査センター〔東三河支所〕 東三河高等技術専門校、愛知障害者職業能力開発校、あいち産業科学技術総合センター〔三河繊維技術センター〕 東三河農林水産事務所、東三河農林水産事務所〔農業改良普及課〕、 東三河農林水産事務所〔田原農業改良普及課〕、農業総合試験場〔園芸研究部 常緑果樹G〕、 農業総合試験場〔東三河農業研究所〕、東部家畜保健衛生所、水産試験場、 水産試験場〔内水面漁業研究所一宮指導所駐在〕 東三河建設事務所、三河港務所、三河港務所〔蒲郡出張所〕 東三河水道事務所、東三河水道事務所〔豊橋浄水所〕、東三河水道事務所〔豊橋南部浄水場〕、 東三河水道事務所〔豊川浄水場〕 東三河教育事務所 時習館、豊橋東、豊丘、豊橋南、豊橋西、豊橋工科、豊橋商業、国府、豊川工科、蒲郡、蒲郡東、三谷水産、成章、 渥美農業、宝陵、小坂井、御津、福江、豊橋聲、豊橋特別支援、豊川特別支援、豊川特別支援〔本宮校舎〕		

別表第2 方面本部長等の構成

本部長	副本部長	本部員	その他職員
東三河総局長	東三河総局県民環境部長 東三河総局企画調整部長	豊川保健所長 東三河福祉相談センター長 東三河農林水産事務所長 東三河建設事務所長 三河港務所長 東三河教育事務所長 その他方面本部長が指名する者	方面本部長、方面本部副方面部長、方面本部員を除く、別表第1に掲げる構成組織に属する全職員

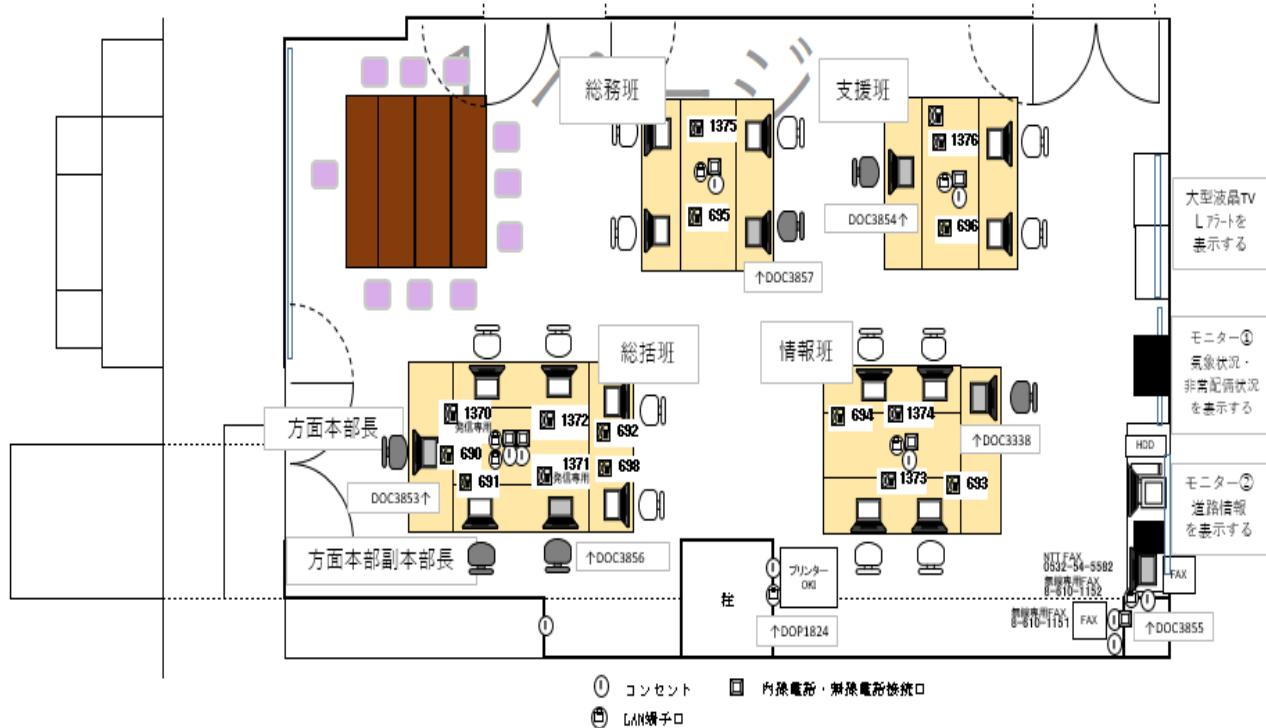
別表第3 方面本部の構成



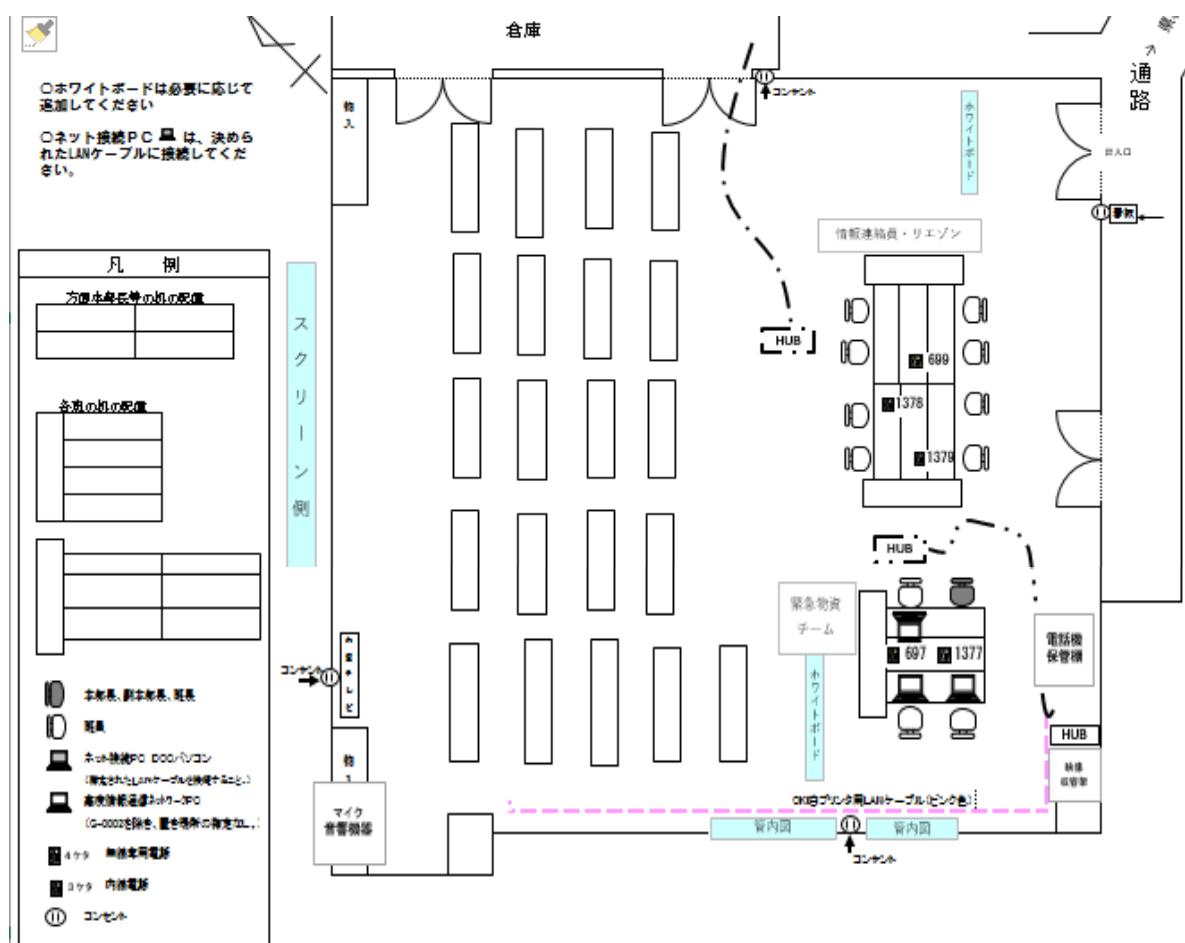
※災害対応の拡充期において、必要に応じて設置

別表第4 災害対策センター室配置図

【会議室 202】



【大会議室】

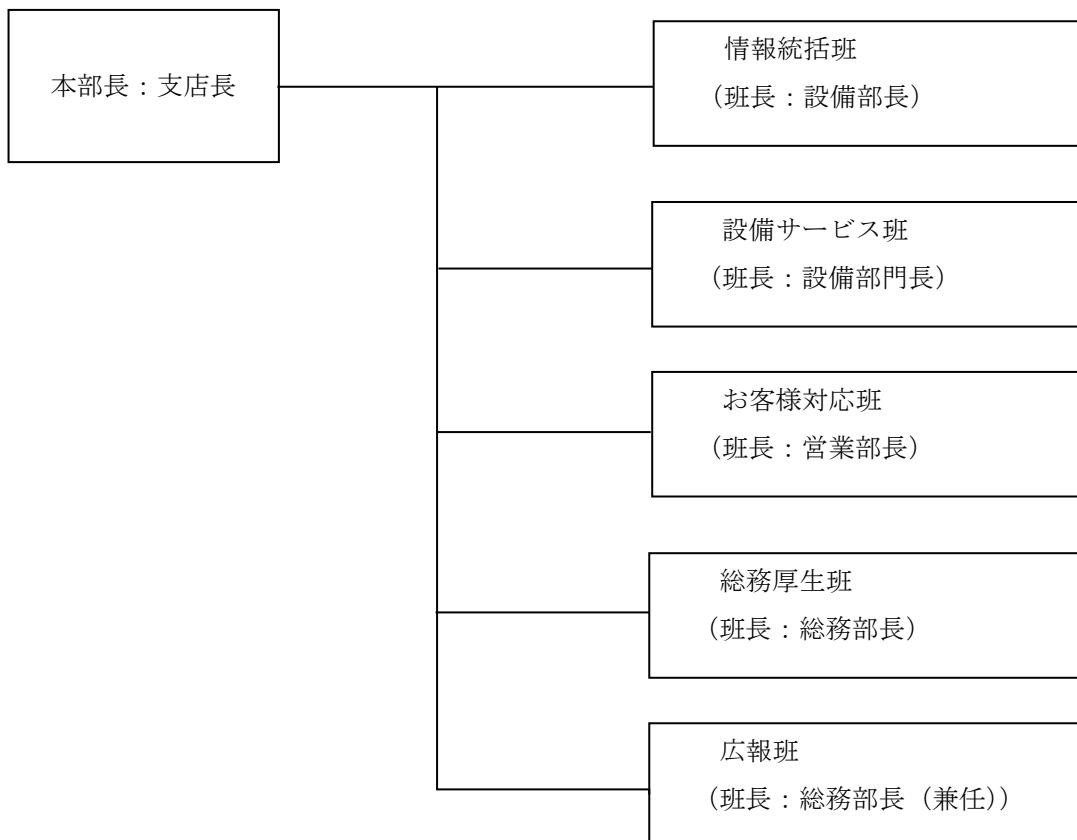


3. 愛知県豊橋警察署

○警備本部の組織及び所掌事務

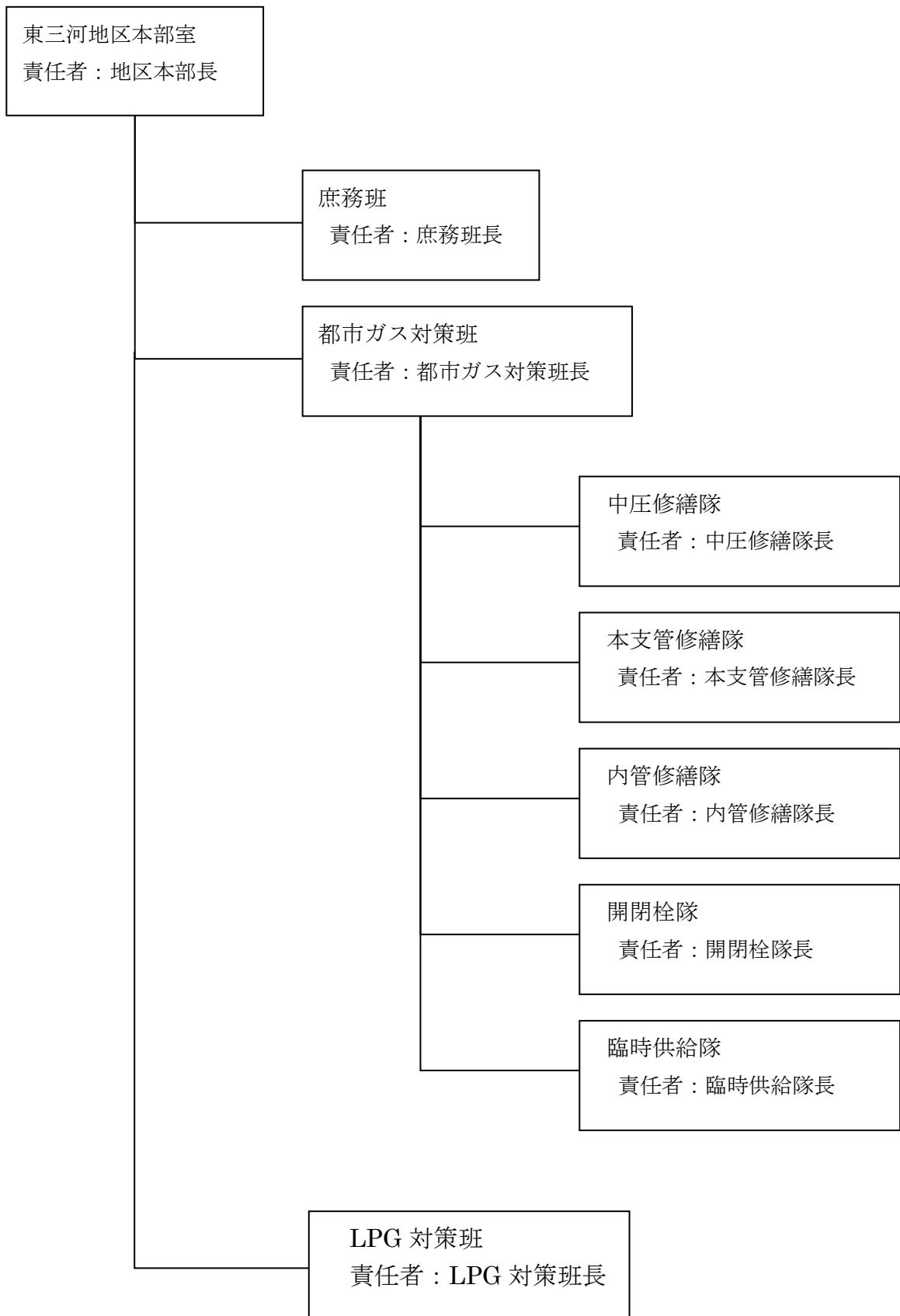
本部長等	幕僚等	班長	所掌事務
本部長 署長	幕僚長 警備課長 幕僚 警務課長 会計課長 地域課長 生活安全課長 交通課長 刑事課長	総括実施班 警備係長	<ul style="list-style-type: none"> ・警備本部の運営に関すること ・災害情報の収集・調査・分析に関すること ・部隊の編成・指揮・運用に関すること ・応援部隊の派遣・受援に関すること ・関係機関等との連絡調整に関すること
		総務・警務班 警務係長	<ul style="list-style-type: none"> ・装備資器材及び車両に関すること ・災害広報に関すること ・被疑者の避難等に関すること ・職員の健康管理及び救護対策に関すること
		補給班 会計係長	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の調達・補給に関すること ・部隊の宿泊・休養施設等に関すること ・警察施設の被害調査及び復旧に関すること
		地域対策班 地域総務係長	<ul style="list-style-type: none"> ・り災者の避難・誘導に関すること ・通信の確保・運用に関すること ・被害状況の把握に関すること
		生活安全対策班 生活安全係長	<ul style="list-style-type: none"> ・地域安全活動に関すること ・地域安全情報の収集及び分析に関すること ・行方不明者及び保護に関すること ・危険物・銃砲刀剣類に関すること ・警備業者との連絡、指導・運用に関すること
		交通対策班 交通係長	<ul style="list-style-type: none"> ・交通情報の収集・分析に関すること ・緊急輸送路の確保に関すること ・交通管制及び交通規制の実施に関すること ・交通情報の提供及び交通広報に関すること
		捜査班 刑事係長	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の捜査、事件処理に関すること ・検視に関すること ・死者の身元確認に関すること ・その他犯罪捜査に関すること

4. 西日本電信電話株式会社東海支店



5. サーラエナジー(株)（東三河支社、豊橋事業所、豊橋供給センター）、サーラ E & L 東三河(株)
緊急出動体制表

東三河地区本部体制



6. 中部電力パワーグリッド(株)豊橋営業所

○ 防災本部の構成

班名	班長
本部統括班	総務担当部署の長
広報班	総務担当部署の長
設備復旧班	配電担当部署の長
お客さま対応班	営業担当部署の長
支援班	総務担当部署の長
安否確認班	総務担当部署の長

7. 豊橋鉄道(株) 災害対策本部組織図

